

小中学校における 合理的配慮事例集

～共生社会の実現に向けて～

2016 年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、学校教育に関して、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮を提供しないこと」が禁止されました。

本事例集では、障害のある子供が、障害のない子供と平等に教育を受ける権利を享有、行使することができるよう、愛知県内の小中学校における合理的配慮の提供に関する事例を紹介しています。

事例を参考にしつつ、目の前の子供に応じた配慮の提供について、柔軟に対応してください。



2024 年 3 月

2024 年 10 月事例追記

2025 年 10 月事例追記

愛知県教育委員会

Ⅰ 合理的配慮の提供に向けて

（Ⅰ）合理的配慮とは

障害のある子どもが障害のない子どもと平等に教育を受ける権利を享有し行使することを確保するために、

- ・学校の設置者及び学校が行う、必要かつ適当な変更および調整のこと
- ・学校教育を受ける場合に障害のある子どもに対して、個別に必要とされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

である。

（中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012. 7）

（Ⅱ）合理的配慮の提供のポイント

- ① 本人の実態（特性や困り感等）を正しく把握し、必要かつ適当な配慮を提供しましょう。
- ② 本人・保護者と「建設的な対話」を丁寧に重ねていきましょう。
過度の負担となる場合には、負担の少ない形での配慮が行えないか、代替案を検討するようにしましょう。
- ③ 必要に応じて、関係機関※と連携し、専門家からの助言・支援を求めるようにしましょう。
※ 主治医、発達支援センター、特別支援学校、福祉課、放課後等デイサービス事業所、教育委員会等
- ④ 提供した合理的配慮については、個別の教育支援計画等に記載し、配慮が引き継がれるようにしましょう。

2 合理的配慮の提供のプロセス（例）



3 提供事例

(1) 知的障害	<事例1>~<事例13>	P4
(2) 肢体不自由	<事例1>~<事例22>	P11
(3) 病弱・身体虚弱	<事例1>~<事例14>	P22
(4) 視覚障害	<事例1>~<事例11>	P29
(5) 聴覚障害	<事例1>~<事例11>	P35
(6) 言語障害	<事例1>	P41
(7) 発達障害（自閉スペクトラム症、ADHD、LD、情緒障害等）	<事例1>~<事例21>	P42

《注意事項》

- ・事例における対応の内容や具体的数値等は、あくまでその子に応じた配慮になります。個々のアセスメント、実態を正しく把握した上で、配慮の提供を行ってください。
- ・掲載されている関係機関名や職名等は、市町村によって異なります。また、市町村によって、同様の役割を担う機関、職種がない場合もあります。

(1) 知的障害

<事例1>

知的障害
小学生

申し出内容

通学団では登校せずに保護者が学校まで送ってきていたが、少しずつ通学団と一緒に登校したり、保護者無しで登校できるようになったりしてほしいので、学校の門から50mの間は一人で歩いて登校させたい。

提供までの流れ

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 担任が主任、四役に申し出を伝える。
- ③ 配慮内容を検討する。
- ④ 全職員で配慮内容を共通理解し、保護者に伝える。

提供内容

- ・学校から50m手前まで保護者とともに歩いて登校し、そこからは通学団の流れに乗って歩いて学校まで行く。
- ・立ち番などの教職員が安全のため見守る。

<事例2>

知的障害
小学生

地域の小学校へ就学させたい。登下校や日中の生活について、人的支援をお願いしたい。

- ① 保護者が市町村教育委員会に申し出る。
- ② 校内、市町村の教育支援委員会を受けて、教育委員会と保護者の懇談を行う。
- ③ 保護者との懇談を受け、教育支援委員会で、再び学びの場等を検討する。
- ④ 保護者に、登下校に関する市町村の事業を紹介したり、職員の配置を進めたりすることを説明する。
- ⑤ 保護者が事業の利用を進めることと、職員配置で合意する。

- ・市町村の事業である、登校時におけるファミリーサポートの利用と下校時における放課後等デイサービスを利用する。
- ・日中は、障害児サポーターを配置する。

<事例3>

知的障害
中学生

制服かジャージ、もしくは私服のうち、登校しやすい服装にしたい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 担任、校長、特別支援教育コーディネーターで配慮内容を検討する。
- ③ 保護者に配慮内容を伝える。

登校する際の服装は、制服かジャージを基本とするが、難しい場合は、朝着ていた服で登校し、学校で着替えることにする。

<事例4>

知的障害
小学生

トイレが怖くて排泄ができないので、サポートしてほしい。

- ① 保護者が担任に要望を伝える。
- ② 担任から管理職に申し出を伝え、支援を検討する。
- ③ 保護者に検討内容を伝える。

- ・用を足す際、おまる・ステップ台を使用する。
- ・トイレの壁面に気持ちが和らぐキャラクターのイラストを貼る。
- ・トイレに行く際は、担任もしくは支援員が付き添い、補助する。

<事例5>

知的障害
小学生

誤嚥の心配があるため、給食時に保護者が給食を刻んだり、汁物にとろみをつけたりしているが、それを教員にやってほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 学校から市町村教育委員会に相談する。
- ③ 市町村教育委員会の指導主事が給食の時間の様子を参観する。
- ④ 指導主事が当該児童の主治医に、喫食時の注意について確認する。
- ⑤ 市町村教育委員会が学校でできることとできないことを指示し、(刻むことは、教員実施可能。とろみをつけることは、給食に手を加えることになるので不可。) 保護者に回答する。
- ⑥ ⑤の回答に保護者が合意する。

- ・大きな食材は教員が刻む。
- ・汁物は、茶こしなどを使って具と汁に分ける。(主治医に、具と汁を分ければ、とろみをつけなくても喫食できると確認した。)
- ・初めのうちは保護者が付き添う。

<事例6>

知的障害
中学生

- ・集団行動がうまく取れないので、配慮してほしい。
- ・物の管理が苦手なので、配慮してほしい。

- ① 保護者の申し出を受け、主治医の診断や、本人の困り感を確認するため、保護者と面談をしたり、本人の実態を把握したりする。
- ② 校内委員会で対応方法を検討する。
- ③ 検討内容を本人、保護者に伝える。
- ④ 関係する職員で共通理解を図る。

- ・見通しをもって行動できるように、指示の仕方を具体的に短く易しい言葉で伝えるようにする。
- ・教科書等必要なものを、整頓して保管することができるよう、教師用机のそばに保管場所を用意する。

<事例 7>

知的障害 自閉スペクトラム症
小学生

- ・突発的な行動を抑止したり見守ったりするための支援員を配置してほしい。
- ・本人が危険な場所に行かないように、校内の進入禁止場所に目印をつけたり、鍵をかけたりしてほしい。

- ① 保護者が校長に申し出る。
- ② 市町村の教育委員会へ支援員の増員を要望する。
- ③ 校長、担任、特別支援教育コーディネーターで、当該児童の生活動線を確認する。
- ④ 市町村教育委員会は、次年度以降、支援員 1 名増員を決定する。

- ・翌年度より支援員を増員する。
- ・進入禁止箇所には、色で示した立ち入り禁止の表示を掲示したり、鍵をかけたりする。

<事例 8>

知的障害 自閉スペクトラム症
小学生

本人の行先が分かるようにするために、GPS をつけさせてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 担任が特別支援コーディネーターと学校長に申し出を伝える。
- ③ 対応策を検討し、保護者に対応策を伝える。

- ・GPSをつけることとする。
- ・該当学級に支援員が必ず入るようにする。
- ・行方が分からなくなった場合、校内放送で知らせる。全職員で対応する緊急対応策を職員で共通理解する。

<事例 9>

知的障害 情緒障害
小学生

靴に履き替えるのに、時間がかかるため、他児童との接触でけがをする心配がある。下駄箱を他の児童との接触が少ない場所にしてほしい。

- ① 保護者が特別支援教育コーディネーター、担任に申し出る。
- ② 校長に申し出を伝え、対応策を検討する。

教室の掃き出し窓から出入りするようにし、他の児童との接触を避けるようにする。

<事例 10>

知的障害
小学生

発語がないため、意思表示やコミュニケーションの手段としてタブレット端末にアプリを入れさせてほしい。

- ① 保護者が管理職に申し出る。
- ② 市町村教育委員会に申し出を伝える。
- ③ 市町村教育委員会で検討する。
- ④ インストールの予算について、保護者が負担することで、合意形成を図る。

タブレット端末に意思表示やコミュニケーションの手段となるアプリをインストールする。(インストールは市町村教育委員会で行う。)

<事例 1 1>

知的障害
小学生

切り替えが苦手である。切り替えがしやすくなる環境を整えてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 担任が特別支援教育コーディネーターに申し出を伝え、校内で検討する。
- ③ 保護者に検討内容を伝える。

- ・ タイムタイマーを用意する。
- ・ 個人用の衝立式ホワイトボードを用意し、授業の流れ等を記して視覚的に確認しやすいようにする。
- ・ 自立活動に S S T（ソーシャルスキルトレーニング）を取り入れて、切り替えの訓練をする。

<事例 1 2>

知的障害 自閉スペクトラム症
小学生

野外学習に宿泊する形で、少しでも長く参加させたい。

- ① 保護者から担任に申し出があり、担任が学校長へ申し出内容を報告する。
- ② 関係する職員で話し合う。
- ③ 保護者に来校してもらい、学校側の見解、代替案を管理職より伝える。

（代替案）

- ・ 支援員の同行ができないこともあり、「宿泊しない」形で参加する。
- ・ 目的地までの行き帰りについては、保護者の送迎ではなく、他の児童と同じくバスで移動する。
- ・ 1 日目の日程を終えたところで保護者に迎えを依頼し、2 日目も保護者の送りにより、学習に合流する。

<事例Ⅰ 3>

知的障害

小学生

雑音のある中で音声指示の聞き取りが難しいので、絵カードの提示や文字を書いて指示をしてほしい。

- ① 医師からの「音声での指示理解が難しいため、代わりになる方法を考えていく必要がある」とのアドバイスを受けて、保護者が担任に配慮を申し出る。
- ② 学年の中で対応を検討する。
- ③ 職員会議にて、職員に情報共有をする。
- ④ 校内での検討結果と方針を保護者に伝える。

- ・ホワイトボードを準備し、授業の中で必要な指示ややり取りを書くことで理解しやすくする。
- ・本人がメモを常備し、聞き取れない時は、自分から申し出る。
- ・書き出されたことを読んだり、メモを依頼したりすることを、学校と家庭で連携して練習する。

(2) 肢体不自由

<事例1>

肢体不自由
小学生

申し出内容

- ・車いすでの学校生活がスムーズに送れるようにしてほしい。
- ・可動式の机を使用したい。
- ・車いすが通れるように段差をなくしてほしい。
- ・体温調節ができず、保冷剤を使用するため、冷凍庫を用意してほしい。

提供までの流れ

- ① 保護者が教育委員会に申し出る。
- ② 導尿や移乗の支援を行う看護師の配置を決める。
- ③ 学校長に対応を伝える。
- ④ 校内で環境整備等を進め、保護者に伝える。

提供内容

- ・車いすが入る可動式の机を用意する。
- ・冷凍庫を学級に設置する。
- ・昇降口に車いすが通ることができるように、スロープを製作、設置する。
- ・学級は1階に配置する。

<事例2>

肢体不自由 知的障害
人工肛門 中学生

人工肛門の排泄を処理できる設備を設置して、自分で処理ができるようにしてほしい。

- ① 本人、保護者が特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 特別支援教育校内委員会で検討し、市町村の医療的ケア検討委員会で検討してもらうことを決定する。
- ③ 学校が、市町村の医療的ケア委員会の場で報告する。
- ④ 市町村の医療的ケア委員会にて、設置を検討する。

- ・教室から近く、通常の学級の生徒の使用頻度が低い多目的トイレにオストメイト対応の流しを設置する。
- ・設置後は、週1回の訪問看護で指導を受けながら教員が見守り、できるだけ本人だけで利用できるように支援していく。

<事例3>

肢体不自由 知的障害
小学生

病気により、便意を感じられないが、おむつや特別な対応を本人が受け入れられないため、失敗したときの対策をとってほしい。

- ① 保護者が校長に申し出る。
- ② 校内で対応を検討し、保護者に対応内容を伝える。

- ・トイレを改造し、簡易的シャワーを設置する。
- ・失敗したときの汚物入れをトイレ屋外部に設置し、保護者の迎えの際に持ち帰ることができるようにする。

<事例4>

肢体不自由
中学生

- ・空間認識が苦手で、テスト時に解答用紙と問題用紙の間で視線を移動させると、どの問題をやっているかわからなくなるので、配慮してほしい。
- ・体温調節が苦手であるため、暑さ、寒さに対応できるようにしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 校長に申し出を伝え、四役、該当学年、担任で配慮内容を検討する。
- ③ 配慮内容を保護者に伝える。

- ・テストは別室で受け、支援員が現在やっている問題に対して、無言で、指追いで知らせる。
- ・校則で決まった服以外の着用を認める。個人で用意した冷暖房機器も活用できるようにする。

<事例5>

肢体不自由 知的障害
口蓋裂 小学生

給食の際、本人が食べやすいように
食材の種類や大きさ等を配慮してほ
しい。

- ① 保護者が学校に申し出る。
- ② 学校が、市町村教育委員会に相談す
る。
- ③ 教育委員会の特別支援教育アドバイ
ザーが、こども発達センター職員（作
業療法士・療育担当）と学校を訪問し、
支援について検討する。
- ④ 保護者と特別支援教育アドバイザー、
発達センター職員、指導主事、校長、
特別支援教育コーディネーター、学級
担任とで検討会を開き、支援の内容を
共通理解する。

担任がスプーン等で細かくして、口に運
ぶ。細かくしにくい食材は、事前に保護
者と情報共有し、代替食をもってくる。

<事例6>

肢体不自由 知的障害
小学生

- ・誤嚥が心配なため、給食時に食材を
小さく刻んでもらいたい。
- ・トイレの便座に幼児用便座と踏み台
を取り付けてほしい。

- ① 保護者が学校に申し出る。
- ② 校長から市町村教育委員会へ申し出
内容を伝える。
- ③ 市町村教育委員会と学校とで検討し、
食事に関しては、安全面から保護者に
対応をお願いする。

- ・（代替案）保護者が給食時に付き添い、
食事を小さく刻んだり、見守ったりす
る。
- ・取り外し可能な幼児用便座と踏み台を
当該児童が利用するトイレに常備し、必
要に応じて職員が設置し対応する。

<事例7>

肢体不自由 知的障害
小学生

排泄の際、オムツとともにコルセットを外し、再び装着するという装具の脱着を行ってほしい。

- ① 保護者が校長に申し出る。
- ② 申し出を受け、校長が市町村教育委員会へ報告、相談する。
- ③ 市町村教育委員会で、装具の脱着に必要な手順、人的配置を確認する。
- ④ 市町村の顧問弁護士に相談し、支援の留意事項、合理的配慮のとらえ方、事故に至らないための配慮について指導を受ける。
- ⑤ 学校へ指導内容を報告するとともに、介助員に装具の脱着を依頼する。
- ⑥ 装具脱着の仕方について、管理職、担任立ち会いのもと、保護者が介助員に説明する場を設ける。その際、子ども発達支援センターの作業療法士にも立ち会いを依頼し、適切な脱着が行われるよう助言を求める。

- ・排泄の際、介助員が装具の脱着を担当する。
- ・校外学習等、通常と異なる場面などでは、保護者の協力を要請する。

<事例8>

肢体不自由 知的障害
小学生

- ・徒歩通学圏であるが、バスで通学したい。
- ・靴の脱着が一人でできるようにしてほしい。
- ・学習に時間がかかるので支援してほしい。

- ① 保護者が管理職へ申し出る。
- ② 保護者と、管理職が面談を行い、入学後の対応を検討する。
- ③ 市町村教育委員会に報告し、対応を保護者へ伝える。

- ・バス通学の乗車時は保護者が対応する。登校時の降車時は高学年児童と学校職員で見守る。
- ・児童玄関、体育館下駄箱付近に椅子を置き、自力で靴の脱着を行えるようにする。
- ・学習の際には、プリント類を押さえる文鎮や板書を写真に撮るタブレット端末など、補助具を使用する。

<事例 9>

肢体不自由 知的障害
小学生

低身長のため、学校の設備を使用する際に不便のないように配慮してほしい。身体への負担を減らすために、リュックサックを使用したい。

- ① 保護者が特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 特別支援教育校内委員会で検討する。
- ③ 検討内容を保護者に伝える。

- ・トイレ、手洗い場等に踏み台を設置する。
- ・手洗い場の蛇口にレバーをつける。
- ・姿勢保持を目的とした肘付き養護椅子を用意する。机に傾斜のある台を設置する。
- ・リュックサックでの登下校を可とする。

<事例 10>

肢体不自由 知的障害
小学生

水泳の授業を他の児童と同様に行ってほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 管理職、関係職員で対応を検討する。
- ③ 安全面、衛生面等を考慮し、代替案を保護者に伝える。

(代替案)

家庭用の小さなプールを用意し、じょうろ等で体に水をかけるなどの水遊びを体験する。その後、プールに足をつけるなど、少しずつ水に慣れるよう指導していく。

<事例 1 1>

肢体不自由
小学生

バギーや車いすのまま、特別教室での授業も受けることができるように、エレベーターを設置してほしい。

- ① 保護者が入学前に学校へ申し出る。
- ② 市町村教育委員会に保護者の申し出を伝える。
- ③ 市町村教育委員会より他校にある階段昇降機の使用を提案する。
- ④ 階段昇降機を移設し、保護者、本人に体験してもらう。

(代替案)
階段昇降機を使用することとする。

<事例 1 2>

肢体不自由
中学生

学校にいるすべての時間で介助員を付けてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 市町村教育委員会担当者に保護者の要望を伝え、助言を受ける。
- ③ 助言を受け、校内で代替案を検討する。
- ④ 保護者に代替案を伝える。

(代替案)

- ・介助員の勤務時間について、できる範囲で柔軟に対応する。
- ・生徒の時間割を変更し、介助員がつかない時間に、保護者の負担が少ない教科を配置し、付添をお願いする。

<事例Ⅰ 3>

肢体不自由 視覚障害
小学生

- ・昇降口や通路、階段等に手すりやスロープを付けてほしい。
- ・傾斜がきついスロープについて、傾斜が緩やかなスロープに改修してほしい。
- ・緩やかな傾斜のある場所を平らにしてほしい。

- ① 保護者が担任を通して学校に要望を伝える。
- ② 学校からの相談を受けた市町村教育委員会が現地を視察し、学校の意見を聞く。
- ③ 市町村教育委員会で対応策を検討し、学校に説明する。
- ④ 市町村教育委員会の対応策を学校が保護者に説明し、合意形成を図る。

- ・昇降口や通路に手すりを設置する。
- ・床に敷いてあるマットを2色にわけ、手すり側の通路を見やすくする。
- ・手すりの凹凸をなくし、つかまりやすいように改修する。
- ・平らな部分と傾斜がある部分が見やすくなるように、平らな部分の床に色をつける。
- ・(代替案) 傾斜のきついスロープ改修は予算的に難しいため、手すりを設置する。

<事例Ⅰ 4>

肢体不自由
小学生

教室の出入り口が狭いため、車いすが自走して教室に入る際に手をぶつけてしまう可能性がある。もっと広い出入口にしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 管理職へ申し出を伝える。
- ③ 申し出について、職員で検討し、検討内容を保護者に伝え、合意形成を図る。

教室の一つの出入り口の扉を外し、カーテンを取り付ける。

<事例Ⅰ 5>

肢体不自由
小学生

電動車いすを使用するが、通常の学級に在籍したい。

- ① 保護者が教育相談において、特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 市町村教育委員会指導主事、学校づくり推進課職員、特別支援教育コーディネーターが幼稚園を訪問し、園児の様子を観察し、配慮について情報交換する。
- ③ 校務主任が特別支援学校を訪問し、施設備品について相談する。
- ④ 学校教育課指導主事、学校づくり推進課が小学校を訪問し、施設面の確認をする。
- ⑤ 市町村教育支援委員会で検討する。
- ⑥ 学校にて、保護者、本人、関係機関職員が参加し、支援方法についてのケース会議を行う。

- ・校内では電動車いすを使用する。
- ・多目的トイレを改修する。
- ・折り畳み式スロープを用意し、段差のある場所でも移動できるようにする。
- ・授業では、デージー教科書を使用する。
- ・給食は、本人用の食器を毎日持参し、使用する。
- ・定期的に特別支援教育アドバイザーを学校に派遣し、指導・支援方法を助言する。

<事例Ⅰ 6>

肢体不自由 知的障害
人工肛門 中学生

車いすの学校生活が必要となるため、学校施設の支障箇所の改善を検討してほしい。

- ① 保護者が管理職に申し出る。
- ② 学校から市町村教育委員会に要望を申し出る。
- ③ 市町村教育委員会で検討し、予算措置をする。
- ④ 保護者に配慮内容を伝える。

- ・車椅子で利用できるトイレを使いやすいように改修する。流すレバーが背面にしかなかったため、便座左側にボタンを設置する。非常通報ボタンやシャワートイレを設置する。
- ・進級によって教室が変わっても使用できるように、組み立て式スロープを設置する。

<事例Ⅶ>

肢体不自由
小学生

体に熱がこもりやすく、体温調節が難しい。運動会で長時間外にいるときの対応をしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 学校で相談し、対応策を検討する。
- ③ 保護者に対応内容を伝える。

- ・ テントを立て、日陰を作る。
- ・ 日傘を持参し、座席で差す。
- ・ エアコンをかけ、教室を冷やしておき、こまめに休憩できるようにする。
- ・ 運動会当日だけでなく、練習のときも含め、エアコンを常時稼働させて、休憩できるようにする。

<事例Ⅷ>

肢体不自由
小学生

- ・ 教室を交流学級の教室と同じ2階にしてほしい。
- ・ 2階のトイレを使いやすくしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 校務主任、担任、特別支援教育コーディネーターで相談し、申し出内容を検討する。
- ③ 保護者に対応内容を伝える。

- ・ 該当児童の教室を2階に配置する。
- ・ ソファベッドも2階に移動させ、教室内に手すりをつける。
- ・ 階段の上り下りは、教職員が対応する。
- ・ 2階トイレの一番奥の個室の扉を固定し、通路をカーテンで仕切って広い個室とし、付き添いありでもトイレが使えるようにする。

<事例 19>

肢体不自由
中学生

導尿をすることによって、授業に出られない時間を少しでも短くしたい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 本人、保護者、担任で面談を行う。
- ③ 担任と学年主任、特別支援教育コーディネーターで話し合い、配慮内容を検討する。
- ④ 保護者に配慮内容を伝える。

導尿の時間前後の時間割について、可能な限り配慮し、5教科の授業に出やすいように組む。

<事例 20>

肢体不自由
小学生

避難訓練も含み、避難するときに、クラスの子どもと一緒に避難できるようにしてほしい。

- ① 保護者が管理職に申し出る。
- ② 校内で現状や課題等について話し合う。
- ③ 管理職が特別支援教育アドバイザーに相談する。
- ④ 特別支援教育アドバイザーが国立特別支援教育総合研究所から情報を得て、便利グッズ(補助袋)を紹介する。
- ⑤ 補助袋の使用方法等について校内で検討するとともに、男性支援員の配置を要望する。
- ⑥ 保護者に配慮内容を伝える。

- ・ 本人を抱えることのできる支援員を配置する。
- ・ みんなと同じルートで避難できるように、補助袋を購入し、避難する際に使用する。

※補助袋：抱っこ紐のようなもの

<事例 2 1>

肢体不自由
中学生

右半身に麻痺があり、指先の細かい作業を正確に行うことができない。理科の学習で作図を行う際に、定規を用いて両手を使い、作業をすることが難しいので配慮してほしい。

- ① 本人が担任に申し出る。
- ② 当該学年や教科部会でケース会議を行い、対応を検討する。
- ③ 対応策を本人・保護者へ提案する。

- ・理科の授業において、タブレット端末で作図を行う。
- ・定期テスト、(理科、数学)においても、作図の問題については、タブレット端末で回答を行う。

<事例 2 2>

肢体不自由
小学生

修学旅行でみんなと共に行動させたい。精神的な自立を目指し、保護者の介助がない形で参加させたい。

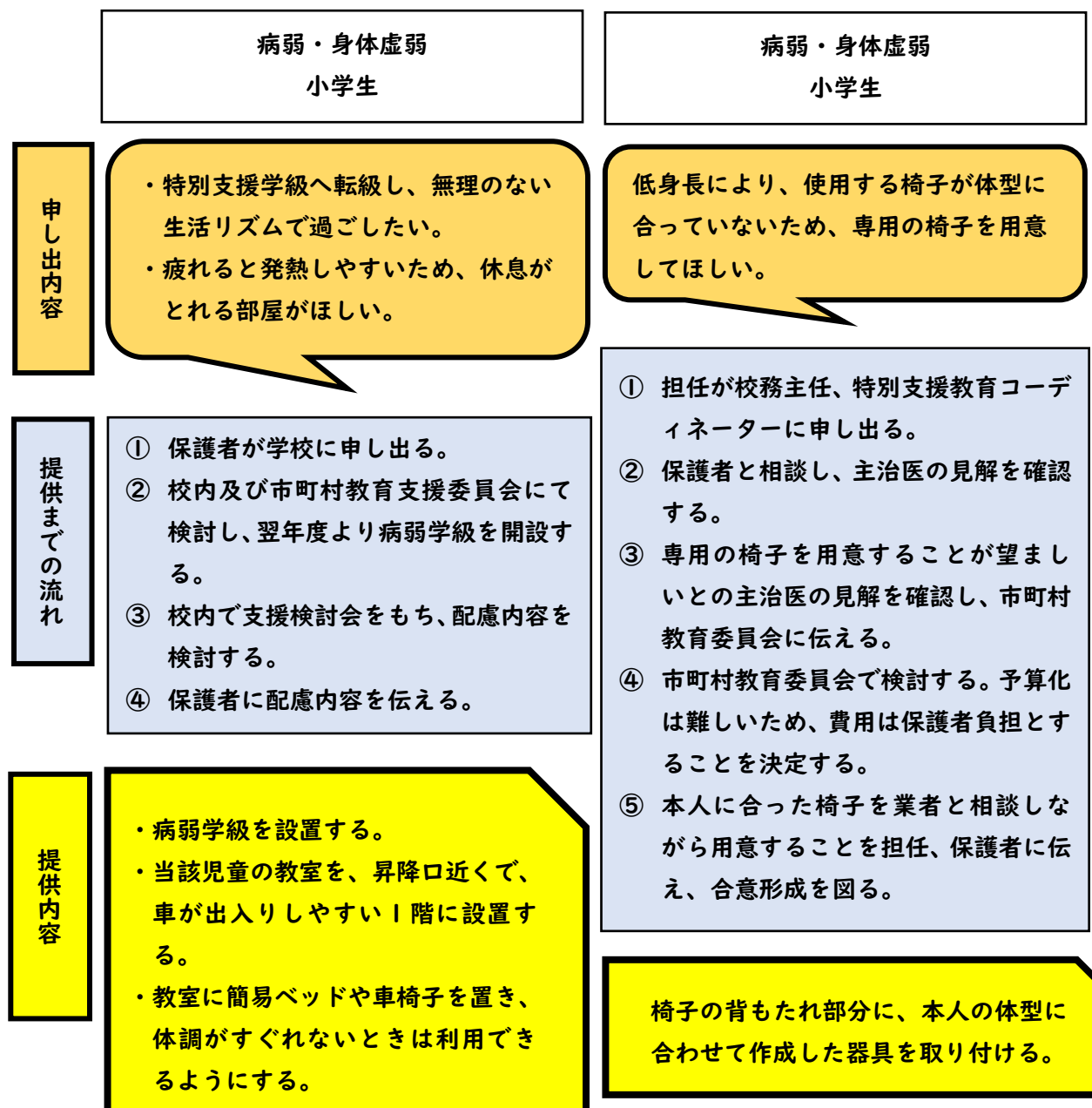
- ① 5年時の夏に保護者が担任に要望を申し出る。
- ② 校内で検討した後、管理職が教育委員会に相談する。
- ③ 保護者、学校、教育委員会で話し合う。
- ④ 看護師等が付き添って参加できるように市に予算要望をする。
- ⑤ 保護者の合意を得て、看護師派遣事業所より派遣を依頼する。

- ・看護師派遣事業所より派遣された看護師が、全行程対象児童に付き添う。

(3) 病弱・身体虚弱

<事例1>

<事例2>



<事例3>

病弱・身体虚弱 知的障害
小学生

ボンベカートを押しての移動が必要である。なるべくフラットな構造の学校に通学させたい。

- ① 保護者が市町村教育委員会に申し出る。
- ② 教育委員会が校舎から運動場まで階段の昇降がない校区以外の学校を見学できるよう、学校へ連絡をする。
- ③ 保護者は学校見学をし、教育委員会は就学先を決定する。
- ④ 入学に際して、ボンベの取り扱いや体調管理について関係者でケース会議を行う。

- ・区域外通学をする。
- ・入学に際して、保育園、主治医、訪問看護師、保護者、学校でケース会議を行う。また、入学後も継続して定期的に行う。
- ・体調不良時のマニュアル（フローチャート）を作成する。
- ・避難時は車いすを使用する。

<事例4>

病弱・身体虚弱
小学生

排泄がうまくできず、おむつを使用している。入学後は通常の学級の中で、1日2回のおむつの交換の手助けをしてほしい。

- ① 保護者が特別支援教育コーディネーターと市町村教育委員会に申し出る。
- ② 特別支援教育コーディネーターと市町村教育委員会担当で幼稚園へ見学に行き、様子を観察し聞き取る。
- ③ 保護者が来校し、おむつ交換が可能な場所を見学する。
- ④ 保護者に対応内容を伝える。

- ・1日2回のおむつ交換時は、特別支援教育支援員が付き添う。
- ・おむつ、脱臭袋、おしりふきは家庭から持参し、保健室のシャワー室でおむつ交換をする。
- ・脱臭袋を縛る練習を家庭でも行う。
- ・学年が上がるにつれて一人でできるように、学校と家庭が連携していく。

<事例5>

病弱・身体虚弱
中学生

感染症予防のため、特別支援学級教室で、交流学級の授業を受けられるようにしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 管理職、教務主任、新旧担任等で申し出内容について検討する。
- ③ 検討内容を市町村教育委員会に報告する。
- ④ 保護者、本人に配慮内容を体験してもらい、合意形成をする。

- ・支援学級教室にて、交流学級での授業の様子を動画で視聴する。
- ・板書の写真データを渡す。

<事例6>

病弱・身体虚弱 肢体不自由
中学生

- ・病状の進行や術後の状態により、教室の場所や交流及び共同学習に配慮してほしい。
- ・入院、自宅療養等による長期欠席のときの学習も配慮してほしい。

- ① 保護者が特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 本人の状態を確認し、校内で対応を検討する。行事や活動の参加方法等についても検討する。

- ・教室を2階に配置し、交流教室への移動にかかる負担を軽減する。
- ・一人一台端末を活用し、活動内容や本人の体調に合わせてオンラインで支援学級と交流学級を結ぶ。
- ・入院、自宅療養等になったときは、端末を持ち帰り、オンラインで交流や学習を行う。

<事例7>

病弱・身体虚弱
小学生

体力がなく、疲れたときはすぐに横になれる環境を整えてほしい。

- ① 保護者が市町村教育委員会に申し出る。
- ② 市町村教育委員会担当者が該当児の通う園を訪問し、園での対応を確認する。
- ③ 本人、保護者、市町村教育委員会担当者が就学先の学校を訪問し、就学に関してどのような配慮が必要か相談する。
- ④ 休憩スペースの確保について、担当者が学校を訪問し、管理職及び特別支援教育コーディネーターに相談する。

- ・教室内に休憩場所を確保し、そこにベッドを設置する。
- ・短時間の休憩のときに使用できるよう、床にマットを敷いて、クッションを置いた場所も作る。体調に応じてベッドとマットを使い分けられるようにする。

<事例8>

病弱・身体虚弱
小学生

- ・靴を履くことができないので、スリッパでの登下校、学校生活をさせてほしい。
- ・ランドセルに重たいものを入れないようにしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当と対応を相談する。
- ③ 職員に保護者からの要望を周知する。

- ・登下校用のサンダルや室内用のスリッパを使用する。
- ・教科書は学校保管とし、宿題や連絡帳など軽量なもののみランドセルに入れる。

<事例 9>

病弱・身体虚弱
小学生

学校生活の中で導尿ができる体制を整えてほしい。

- ① 保護者が市町村教育委員会に要望を伝える。
- ② 学校長に申し出内容を伝える。
- ③ 市町村教育委員会にて検討し、病弱学級の次年度新設を決定する。
- ④ 導尿を介助する看護師を市町村で雇用することを決め、公募する。
- ⑤ 同ケースに対応した先進校を視察し、設備に必要な予算措置をする。
- ⑥ 就学前に人的・物的設備を整備し、学校長、保護者に伝える。就学前に就学相談を複数回行う。

- ・病弱学級を設置する。
- ・市町村雇用看護師1名を配置する。
- ・特別支援学級内に、導尿を行うための台、カーテン、導尿器具を保管するロッカー、エアコンを設置する。

<事例 10>

病弱・身体虚弱
小学生

- ・頭痛を訴えたとき、教室で休養することができるようソファベッドを設置してほしい。
- ・息を吹きかける行動により脱力発作が起きる恐れがある。音楽の授業では、電子オルガンを使用したい。

- ① 保護者、市町村教育委員会担当、管理職、教務主任、特別支援教育コーディネーターで面談を行った際に、保護者より申し出がある。
- ② 学校より市町村教育委員会に備品を要望する。
- ③ 備品設置後、保護者に報告する。

- ・教室にソファベッドを設置する。
- ・鍵盤ハーモニカやリコーダーの演奏をする授業では、電子オルガンを使用する。

<事例 1 1>

病弱・身体虚弱
小学生

学校において、医療的ケア（経管栄養）を受けさせてほしい。

- ① 保護者が子育て支援課に申し出る。
- ② 子育て支援課、学校教育課から学校に制度利用についての連絡をする。
- ③ 子育て支援課の担当者が学校へ出向き、今後の手順の打ち合わせをする。
- ④ 保護者が必要書類を受け取る。
- ⑤ 保護者が関係機関に依頼し書類を整え、子育て支援課に提出する。
- ⑥ 子育て支援課が審査を行い、決定通知を保護者に渡す。
- ⑦ 保護者が、学校、訪問看護事業所に連絡し、関係機関が連携し医療的ケアを始める。

毎日給食の時間に、訪問看護師が学校にて医療的ケア（チューブにより水分を補給）を行う。

<事例 1 2>

病弱・身体虚弱
小学生

排泄障害があるため、教師又は支援員が付き添い、2回の紙パンツ交換をしているが、そのうち1回を自己導尿に変えたい。

- ① 保護者が担任、市町村教育委員会に申し出る。
- ② 保護者、特別支援教育コーディネーター、市町村教育委員会の医療的ケア児等コーディネーターと話し合い、自己導尿について理解を深める。医療的ケア児等コーディネーターが家庭訪問をし、自己導尿の手技が確立していることを確認する。
- ③ 学校は、家庭のトイレ環境を参考に、自己導尿をしやすいトイレの環境を整える。
- ④ 担任、児童と接する機会の多い教員、特別支援教育コーディネーター、医療的ケア児等コーディネーターで情報、対応を共有し、保護者に伝える。

- ・ 2時間目と3時間目の間の放課は、紙パンツの交換を、昼放課は、自己導尿と紙パンツの交換を、教師の見守りのもと児童が行う。慣れるまで保護者も付き添う。
- ・ 多目的トイレに自己導尿に必要な物品を置く棚と、便座の高さ調節のための足置き台を設置する。
- ・ 教師は見守り、困ったときに補助をする。

<事例Ⅰ 3>

病弱・身体虚弱
小学生

化学物質過敏症であるため、在籍する教室を風通しのよいところに配置し、席を風上にしてほしい。事前に教室内のものを消毒、洗濯させてほしい。また、空気清浄機、石鹸を持参したい。教室への教師以外の入室を控えてほしい。全保護者に疾患について知ってほしい。

- ① 保護者が教頭に申し出る。
- ② 市町村教育委員会に相談しながら、校内で検討する。
- ③ 入学前に保護者に来校してもらい、教室の配置等相談する。
- ④ 校内で検討し、保護者に配慮事項を伝える。全保護者への周知は難しいことを伝え、代替方法を提案する。

- ・教室を風通しのよいところに配置し、児童席を風上にする。
- ・入学式前に保護者が来校し、教室内のものを消毒・洗濯する。
- ・空気清浄機、手洗い石鹸を家庭から持参する。今後学校で用意することを検討する。
- ・教室には、教師以外入室しないようにする。
- ・校内に「その香りに困っている人もいます」のポスターを掲示するとともに、入学式や懇談会で保護者が疾病について話をする。

<事例Ⅰ 4>

病弱・身体虚弱
小学生

体温調節ができず、常に保冷剤で身体を冷却して過ごしている。保冷剤を常備したい。
身長が平均よりもかなり小さいので、小さなサイズの机と椅子がほしい。

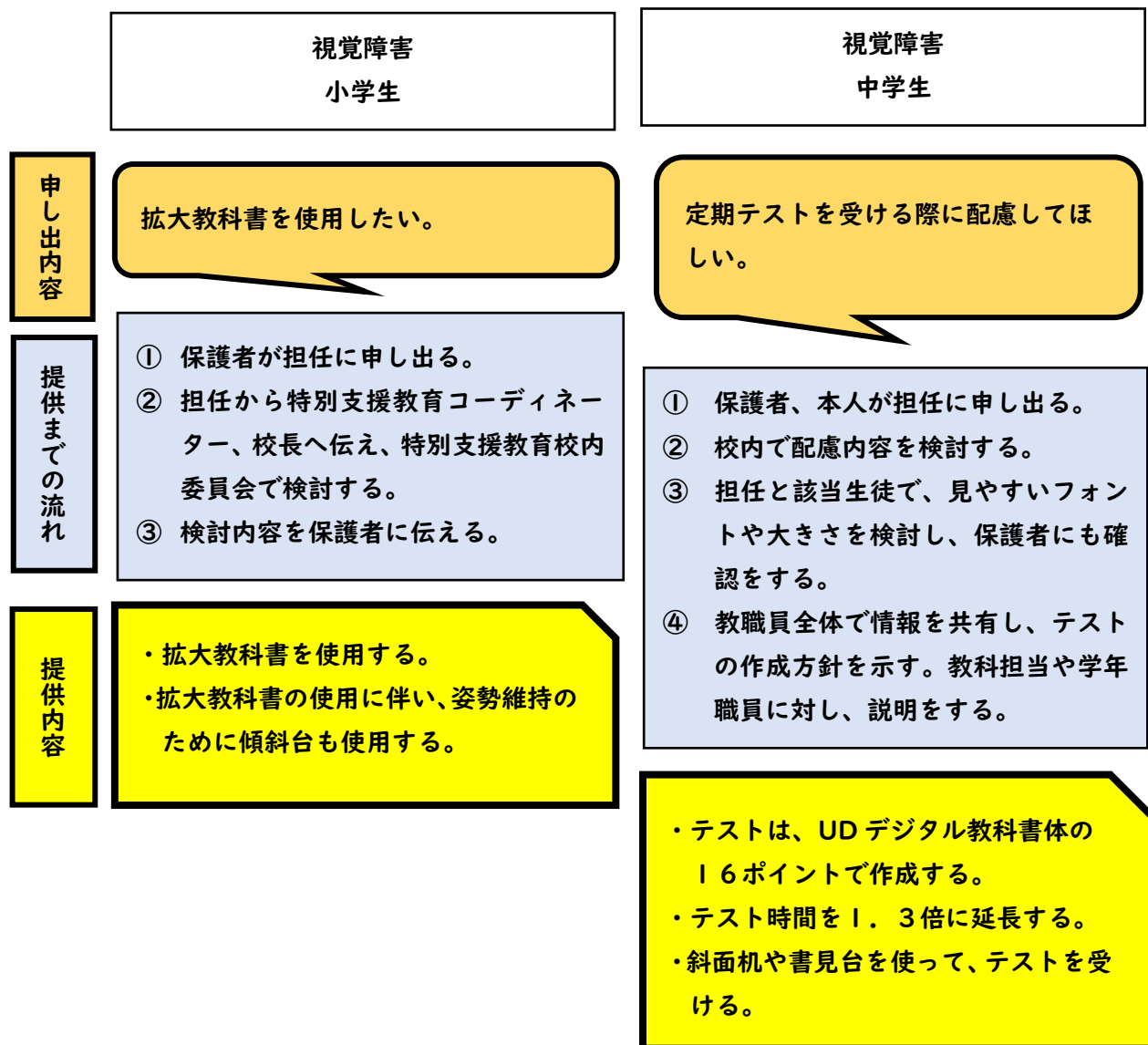
- ① 入学前に保護者が教頭へ現状と要望を申し出る。
- ② 校内で、対応策を検討する。
- ③ 保冷剤については小型の冷凍冷蔵庫を購入し、本児の教室に設置する。机・椅子は校内の最小のものを準備するとともに踏み台を購入する。
- ④ 保護者に検討内容を伝え、合意を得る。

- ・机・椅子については、学校にある最小のサイズのものを使用する。さらに足が浮くことを想定し、踏み台を購入する。踏み台については、他の場面でも活用する。
- ・小型の冷凍冷蔵庫を購入し、自宅から持参した保冷剤を数個入れて冷却し、必要に応じて職員が交換する。
- ・季節によっては水分補給用のお茶などを保管する。

(4) 視覚障害

<事例 1>

<事例 2>



<事例3>

視覚障害 知的障害
小学生

- ・ 階段の段差が見えにくいので配慮してほしい。
- ・ 直射日光の入らない部屋を教室にしたい。

- ① 保護者が盲学校の教員に相談する。
- ② 保護者が担任と特別支援教育コーディネーターに盲学校の教員の助言を伝える。
- ③ 学校は、盲学校へ訪問したり、盲学校の教員に来校していただいたりし、相談する。
- ④ 管理職、事務員、教育委員会、特別支援教育コーディネーター、担任で検討し、保護者に伝える。

- ・ 段差がわかりやすいように、階段の半分の端を紺色に塗装する。
- ・ 窓のない部屋を教室とする。

<事例4>

視覚障害
小学生

- 黒板の文字が見えにくいので配慮してほしい。

- ① 保護者が担任に伝える。
- ② 特別支援教育コーディネーターに申し出内容を伝え、対応内容を検討する。

- ・ ホワイトボードを導入し、使用色は黒色を基本し、2色目は青色を使用する。色わけなしでわかりやすい板書計画を考える。
- ・ カラー刷り教材は、配色を確認し、必要に応じて声をかける。
- ・ 文字をなぞる学習では、濃い鉛筆を使用する。

<事例5>

視覚障害
小学生

教科書や掲示物の文字が見えにくい。
文字を大きく、読みやすくしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 管理職へ申し出内容を伝える。
- ③ 市町村教育委員会に申し出内容を伝える。
- ④ 保護者に対応内容を伝える。

- ・板書を大きく記したり、掲示物の文字を大きくしたり、拡大したりする。
- ・教室に拡大読書器を設置する。

<事例6>

視覚障害 自閉スペクトラム症
小学生

黒板の文字が見えにくいので、座席を黒板のそばにしてほしい。

- ① 本人から担任に申し出る。
- ② 保護者にも確認する。
- ③ 特別支援学校の教員による巡回指導の際に、補助具の使用について助言を受ける。
- ④ 保護者に助言内容を伝え、使用の承諾を得る。

- ・座席を黒板に近い最前列にする。
- ・書架台やルーペを使用する。

<事例 7>

視覚障害
中学生

照度が低い場所だと見えにくいので、
配慮してほしい。

- ① 保護者から担任に申し出がある。
- ② 教頭が盲学校に対応を相談する。
- ③ 特別支援教育校内委員会で、対応内容を確認する。
- ④ 教頭が市町村教育委員会に依頼し備品配置を求める。
- ⑤ 教頭が盲学校職員に視覚補助器の使用の仕方の講習を依頼し、該当生徒、保護者、教頭が受ける。

- ・教室の照明は、常時点灯する。
- ・拡大教科書と拡大読書器の利用をできるように整備する。
- ・テストの用紙は、拡大したものを使用し、問題用紙に直接記入する。
- ・該当生徒のタブレット端末にPDFデジタル教科書をインストールする。また、UDブラウザを申請する。

<事例 8>

視覚障害
小学生

学校生活をスムーズに送るために環境を整えてほしい。

- ① 保護者が市町村教育委員会に申し出る。
- ② 市町村教育委員会が校長に申し出内容を伝える。
- ③ 市町村教育委員会で必要物品の購入を決定する。

- ・立体コピー機（ピアフ）、立体コピー機用PCを購入する。
- ・表面作図器、カットアウトテーブル、弱視用30cmものさし、弱視用そろばん、音声機能付き時計、視覚障害者用誘導マットを準備する。

<事例 9>

視覚障害
小学生

色の組み合わせによっては理解しづらいと思われるが、本人が困り感をうまく伝えられないかもしれないので、配慮してほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 対応内容を検討する。
- ③ 保護者から紹介されたアプリでどのように見えているか、色ごとに確認をする。

ユニバーサルデザインチョークを使用する。本人にとって見えにくい赤色のチョークは使用せず、オレンジ色のチョークを使用する。

<事例 10>

視覚障害
小学生

盲学校から通常の学級に通うための支援体制を整えてほしい。

- ① 保護者が市町村教育委員会に申し出る。
- ② 該当学校校長に申し出を伝える。
- ③ 特別支援コーディネーターと通級担当教員が盲学校で該当児の様子を参観する。
- ④ 学校、市町村教育委員会、盲学校とで支援方法を検討する。
- ⑤ 保護者へ対応を伝える。

- ・ 拡大教科書と書見台を用意する。
- ・ 支援員を配置する。
- ・ 盲学校の通級指導教室を活用する。

<事例ⅠⅠ>

視覚障害・知的障害
小学生

物との距離で見えにくい範囲があるため、見えにくさへの配慮をしてほしい。

- ① 保護者が教育委員会との教育相談の中で、申し出る。
- ② 教育委員会同席のもと、盲学校の教育相談を3回行い、視力の検査を実施する。
- ③ 盲学校校医が勤務する眼科でも検査を受ける。
- ④ 配慮内容について保護者に提案する。

- ・ロッカーの位置は、角に位置するものとし、視覚的に判断しやすい配慮をする。
- ・教科書などを見やすく使用できるように、書見台を準備する。
- ・交流学級では一番前の座席となるようにしたり、ロッカーを見えやすい位置にしたりする。

(5) 聴覚障害

<事例1>

<事例2>

	聴覚障害 小学生	聴覚障害 中学生
申し出内容	人工内耳とロジャーを使用している。机や椅子の脚が床とすれる音が大きく聞こえてしまい、必要な音が聞き取りにくいので、対処してほしい。	・右耳の聴力が弱いため、教室の座席を廊下側にしてほしい。 ・話しかけるときは、左側から話しかけてほしい。
提供までの流れ	① 保護者が特別支援教育コーディネーターに申し出る。 ② 校長に申し出を伝える。 ③ 聾学校の先生に対応の相談をする。 ④ 保護者に対応を伝える。	① 保護者が担任に申し出る。 ② 校長に保護者からの申し出を伝え、関係者で申し出内容を確認する。 ③ 本人、保護者の同意を得た上で、学級の生徒にも席替えや声のかけ方について説明をする。
提供内容	該当児童の在籍する学年の机と椅子にフェルトを貼る。進級時はその机と椅子を移動させる。	・席替えのたびに、席を廊下側にする。 ・話しかけるときは、左から話しかける。

<事例3>

聴覚障害 中学生

- ・授業中、ロジャーを使用してほしい。
- ・板書をタブレット端末で写真に撮りたい。
- ・話し方の配慮をしてほしい。
- ・座席の配慮をしてほしい。

- ① 入学前に保護者が申し出る。
- ② 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、学年主任で対応を検討する。
- ③ 入学前に保護者、本人に来校してもらい、配慮内容を伝える。
- ④ ロジャーの設置に際しても、本人、保護者に来校してもらい、使いやすさを確認する。

- ・授業中や集会などの際に、ロジャーを使用する。
- ・タブレット端末で板書の撮影を本人が行う。
- ・目が合って話し手に注意が向いてから、大きめの声でゆっくり話し始める。注意がこちらにないときは、肩を軽く叩いて知らせるなどの対応を職員に周知する。
- ・座席を窓側近く、前から2～3列目にする。
- ・学級の生徒に知らせ、配慮した言動ができる生徒集団を育てる。

<事例4>

聴覚障害 小学生

- ・右耳の内耳が欠損しているため、聞こえやすい方法で伝えてほしい。
- ・発音が不明瞭なため、周りに自分の意思を伝えることが難しいので、配慮してほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 児童のできること、苦手なことをよく観察する。
- ③ 特別支援学級担任、交流担任、特別支援教育コーディネーターを中心にして支援体制を話し合う。
- ④ 保護者へ対応策を伝える。

- ・音楽の時間や音を聞く場面においては、音源の近くに席を移動したり、席を前に移動させたりする。
- ・発音が気になる場面では、教師が腕に舌の形をした赤い手袋をつけ、口内の絵の前で腕を動かして、舌の動きを見せ、視覚的に理解できるようにする。
- ・発語訓練の様子をICレコーダーで録音し、本人が自分の声を聞くようにし、正しく発音できるように支援する。

<事例5>

聴覚障害
小学生

- ・聞こえにくいときは、手話や他の手段を使って説明してほしい。
- ・感染症の心配があるため、口元が見えるマスクを着用してほしい。

- ① 保護者が特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 保護者と懇談し聾学校在校時の支援方法や対応を聞く。
- ③ 校内で検討し、手話での対応は難しいことと、別の対応方法について伝える。

- ・聞こえづらい場面、交流の授業の際には、担任が横につき、説明や指示を伝えたり、補足したりする。
- ・口元が見えやすい透明なマスクを使用する。

<事例6>

聴覚障害
中学生

- ・登校したら、補聴器とロジャーシステムを同期してほしい。
- ・体育以外のすべての授業でロジャーシステムを使用できるようにしてほしい。
- ・周りの生徒を見て何をすればよいか目視できる座席にしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 本人、保護者、担任で懇談をする。
- ③ 校内で検討し、申し出どおりの対応をすることを伝える。
- ④ 当該生徒に関わる教職員を対象に、ロジャーシステム講習会を行う。

- ・登校したら、補聴器とロジャーシステムを担任が同期する。
- ・体育以外のすべての授業でロジャーシステムを使用する。
- ・座席を他の生徒の様子が見える位置にする。

<事例7>

聴覚障害
小学生

ロジャーを使用している。関係ない音を拾い、集中できないため、音楽室から遠い教室になるようにしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 担任は校長に申し出を伝える。
- ③ 教室配置を担当者が考え、保護者に伝える。

これまでの教室配置を変更し、該当児童の教室を音楽室から離すようにする。

<事例8>

聴覚障害
中学生

担任、授業者、集会などの話し手が、ロジャーを装着してほしい。

- ① 保護者が教育相談時に特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 教科担任制になるため、生徒自身で受け渡しができるように依頼する。また、入学前に打ち合わせ（受け渡し方法、配慮事項、心配ごと等の聞き取り）を行う。

- ・担任、授業者、集会などの話し手がロジャーを装着する。受け渡しは原則、本人が行う。
- ・水泳の授業はロジャーを外すため、ホワイトボードを使って指示を視覚化する。
- ・保護者にも聴覚障害があるため、家庭連絡は、学校が契約する携帯電話のメッセージ機能を活用する。必要に応じて、通訳を市町村に依頼する。

<事例 9>

聴覚障害
小学生

- ・補聴器をつけているため、雑音を拾いやすいので、雑音を軽減する対策をとってほしい。
- ・先生の口の動きや周りの動きが見えやすい座席の位置にしてほしい。

- ① 保護者が特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 管理職に申し出を伝える。
- ③ 特別支援教育校内委員会で検討し、対応を考える。
- ④ 保護者に対応内容を伝える。

- ・教室の机や椅子の脚にテニスボールを付ける。
- ・座席を中央の前から2列目にする。

<事例 10>

聴覚障害
小学生

難聴学級の立ち上げにあたり、児童が安心して過ごせる教室環境を整えたい。

- ① 保護者が特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 学校が市町村教育委員会に申し出る。
- ③ 市町村教育委員会が聾学校を見学するとともに、該当学校へ出向く。
- ④ 予算内で可能な環境整備について、学校に説明する。

- ・支援学級に遮音カーテンを取り付け、移動可能な掲示黒板を用意する。
- ・交流学級の全児童の机や椅子に、音を遮断するテニスボールを取り付ける。

<事例ⅠⅠ>

聴覚障害
小学生

1か月ほど入院する。その間、リモート授業を実施してほしい。リモートは、交流学級の授業でも行ってほしい。

- ① 保護者が担任、特別支援教育コーディネーターに要望を伝える。
- ② 管理職に報告し、校内で対応を検討する。
- ③ 保護者に検討内容を伝える。

- ・入院中、一人一台端末を使用してリモート授業を行う。
- ・午前2時間、午後1時間のリモート授業のスケジュールを組んでおき、病院での処置や食事などを優先し、できる範囲でリモート授業を行う。
- ・当日の時間割変更などは、毎朝 Teams のチャット機能で連絡を取り合う。
- ・交流級の児童ともリモートでコミュニケーションが取れるように、班活動などの関わる場面を設定する。
- ・うまくいかなかった分は登校時に支援・指導する。

(6) 言語障害

<事例Ⅰ>

言語障害
小学生

申し出内容

- ・テストにルビをつけてほしい。
- ・拡大鏡「カラーバールーペ」の使用を許可してほしい。
- ・音声読み上げアプリの使用を許可してほしい。

提供までの流れ

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 担任と保護者で面談する。
- ③ 特別支援学校の相談活動に担任、保護者が参加し、よりよい配慮について考え、合意形成を図る。

提供内容

- ・テストにルビをつける。
- ・拡大鏡「カラーバールーペ」を使用する。
- ・まずは、読み上げアプリを家庭で使う練習をする。

(7)発達障害

(自閉スペクトラム症、ADHD、LD、情緒障害等)

<事例1>

自閉スペクトラム症、ADHD
小学生

申し出内容

- ・新しいこと、急な変更柔軟に対応できないことに配慮してほしい。
- ・パニックになるときは、クールダウンをさせてほしい。
- ・イヤーマフの所持をさせてほしい。

提供までの流れ

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 関係機関(放課後等デイサービス事業所、SSW)からも話を聞き、対応を検討する。
- ③ 支援委員会で配慮内容を検討する。
- ④ 保護者に配慮内容を伝える。
- ⑤ 全職員で共通理解を図る場を設ける。

提供内容

- ・連絡帳を利用し、保護者と予定の確認と児童の様子やりとりを毎日行う。
- ・急な変更は、視覚的にわかるようにして、事前に本人に伝える。
- ・空き教室をクールダウンの部屋として使用する。
- ・イヤーマフを所持し、状況に応じて使用する。

<事例2>

自閉スペクトラム症 知的障害
小学生

情緒が不安定になったとき、落ち着いて一人になれるクールダウンのためのスペースを確保してほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 管理職と相談する。
- ③ 空き教室はないため、代替案を検討し、保護者に伝える。

(代替案)

- ・現在使用中の教室に衝立を置き、そこをクールダウンスペースとする。
- ・教室外では、養護教諭と相談の上、保健室の一時的な使用を認める。
- ・情緒が安定する取組を自立活動の中心とし、情緒が不安定になる原因をできるだけ事前に取り除くことができるように努める。

<事例3>

自閉スペクトラム症
小学生

- ・好きなことがやめられないことに対する対処をしてほしい。
- ・思い通りにならないとパニックになるので対処してほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 担任から通級指導教室の説明をし、体験をする。
- ③ 児童の様子をよく観察する。
- ④ 保護者、担任、特別支援教育コーディネーターで懇談し、児童の困り感、保護者の願い等を確認し、配慮内容を決める。

- ・通級指導教室に通い、SST（ソーシャルスキルトレーニング）やアンガーマネジメントを行う。
- ・座席の位置を前方や端にし、すぐに個別の声かけができるようにする。
- ・タイマーを設置し、終わりの時間を確認しておくことで、次の活動にスムーズに入れるようにする。

<事例4>

自閉スペクトラム症
中学生

- 他の生徒の会話が気になって授業に集中できないので、集中できるようにしてほしい。

- ① 本人と保護者が担任に申し出る。
- ② 担任が対応策を検討し、特別支援教育コーディネーターに伝える。
- ③ 担当教職員で共通理解を図り、本人、保護者に伝える。

- ・席を前方に固定する。
- ・本人が必要だと感じたときに耳栓とイヤーマフをする。

<事例5>

自閉スペクトラム症
小学生

- ・入学式会場を事前に見学したい。
- ・端にいと情緒不安定になるので、整列の並び順や座席を中央付近にしてほしい。

- ① 保護者が校長に申し出る。
- ② 学級担任に保護者からの申し出を伝え、申し出内容について検討する。
- ③ 対応について保護者に伝え、合意形成を図る。

- ・入学式の会場を本人、保護者、担任で事前に見学する。
- ・該当児童の在籍する学級内の座席は、担任配慮のもと、中央の席に配置する。
- ・列をなしての移動の際は、列の中央付近に並ぶように配慮する。

<事例6>

自閉スペクトラム症 知的障害
小学生

携帯式音楽プレーヤーとイヤホンの持参を許可してほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 保護者と懇談し、申し出について検討する。

本人が落ち着くことのできる曲の入った携帯式音楽プレーヤーとイヤホンを持参し、クールダウンスペースで利用する。

<事例 7>

書字障害
中学生

プリント類やテスト問題用紙は20ポイント程度に拡大してふりがなをつけてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 保護者、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任で対応についての話し合いを複数回行い、よりよい支援方法を探る。
- ③ 学年で対応について共通理解を図る。

- ・定期テスト等の問題にはルビを付ける。また、文字の大きさを24ポイントにする。
- ・解答について、漢字の書き間違いで誤答にならないように、テストの答え方について、選択肢や漢字指定にしない問題をバランスよく取り入れる。
- ・授業の板書では、文字を大きめに書いたり、初出用語にふりがなをつけたりする。

<事例 8>

読字障害
小学生

文字をまとまりごとに読んだり書いたりすることが苦手なため、電子教科書（デイジー教科書）を支援学級で使用したい。

- ① 保護者が校長へ申し出る。
- ② 学校で検討し、使用を申し込む。

特別支援学級における学習指導や個別学習の際に、電子教科書を使用する。
その後、通常の学級での交流学习の授業においても電子教科書を使用する。

<事例 9>

LD
中学生

- ・読み書きの障害があり、書くのに時間がかかるため、テストの際はタブレット入力で解答したい。
- ・デジ教科書を使って学習したい。
- ・他者の目が気になるので、テストは別室で受けたい。

- ① 医療機関の医師より、本人・保護者にタブレット端末を使った学習やテスト受験等の配慮を学校に申し出てはどうかと助言がある。
- ② 本人が担任に申し出る。
- ③ 担任から特別支援教育コーディネーターに伝え、市町村教育委員会に相談をする。
- ④ 市町村教育委員会がデジ教科書使用許可とパスワード等の配付をする。タブレット端末の活用について、特別支援教育アドバイザーから学校へ助言する。
- ⑤ 特別支援教育コーディネーター、学年部、本人、保護者で合意形成を図る。

- ・定期テスト等の受験については、別室でタブレット端末を使って解答をする。
- ・家庭においてデジ教科書を用いて学習を進める。
- ・周りの生徒には、特別な対応をしていることがわからないように配慮する。

<事例 10>

LD 情緒障害
小学生

学習の量や内容、方法を調節してほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 保護者と担任とで、学習量や学習内容について、話し合う。
- ③ 保護者と担任、交流学級担任、特別支援教育コーディネーターで懇談する。
- ④ 校内教育支援委員会で合意内容を確認する。

- ・自分の考えや思いを伝えるときには、タブレット端末の動画機能を活用し、話している様子を録画して提出する。
- ・家庭学習では、タブレット端末の発表ノートを活用し、読みを中心に学習する。
- ・計算等の練習問題に取り組むときにはやり切れる量に調整する。

<事例ⅠⅠ>

LD
中学生

板書内容をノートに転記するのに時間がかかる。タブレット端末で写真を撮って、休み時間や自宅で転記したい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 学年部で対応を検討する。
- ③ 全職員に対応内容を伝える。

- ・タブレット端末で板書を写真に撮り、休み時間や自宅でノートに転記する。
- ・授業中にカメラ機能を使うことを他生徒に伝え、人が写真に入り込まないように注意して使用する。

<事例ⅠⅡ>

LD
中学生

週1回の通級指導を受ける際に、その時間の授業内容の補充をしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 該当学年で、対応方法について検討する。
- ③ 生活サポート委員会で対応方法について検討する。
- ④ 検討内容を保護者に伝える。

- ・授業の様子をタブレット端末で撮影する。また、授業の板書を写真に撮る。
- ・授業内容について、質問事項は担任が個別指導を行う。

<事例Ⅰ 3>

情緒障害 知的障害
小学生

- ・興奮すると自己制御が困難になるので、危険なものを置かないよう教室環境を整えてほしい。
- ・はさみ等は必要なときに、先生から渡してほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 特別支援教育校内委員会で、対応について検討し、学校全体で対応することを確認する。
- ③ 担当心理士に学校の様子等を伝え、環境調整について確認する。
- ④ 職員で対応に関する共通理解を図る。

- ・教室内の電子黒板やホワイトボード、作業台などを片付ける。
- ・はさみを貸出制にする。
- ・日頃から自己肯定感が高まるような声かけに配慮する。

<事例Ⅰ 4>

情緒障害
小学生

泣きわめく、怒る、こだわりが強く、大きな声をあげるなどの行動が見られるが、できるだけみんなと同じように学級で生活させたい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 保護者と担任で学校や家庭での様子を確認し、できること、できないこと、苦手なことなどを共有する。
- ③ 学校全体で情報を共有し、支援体制を構築していく。そのことを保護者にも伝える。

- ・通級指導教室での時間を設け、感情のコントロールやコミュニケーションに関する訓練を行う。
- ・通級指導教室での活動の様子を常に教員や保護者が確認できるようにしておく。
- ・支援員の配置時間を可能な限り増やす。
- ・パニックになったときは、専用の場所で、落ち着くまでクールダウンができるようにする。

<事例Ⅰ 5>

情緒障害
小学生

- ・教室に入ることが難しい場合、保健室を利用させてほしい。
- ・本人の特性に応じて教室で受ける授業や給食を食べる場所を選択させてほしい。

- ① 保護者が市町村教育委員会に申し出る。
- ② 保護者、当該校関係職員、市町村教育委員会担当者で話し合い、合意形成を図る。

- ・教室に入れないときやにおいが気になる給食のときは、保健室を利用する。
- ・得意な教科は教室で行い、自己肯定感や学級への所属意識を徐々に高めていく。教室に入る時間や回数、教科を増やしていくように段階を踏む。
- ・月1回程度、保護者と学校で情報交換を行っていく。

<事例Ⅰ 6>

情緒障害
中学生

- ・私服で登校したい。
- ・週に1回は給食を食べたい。
- ・人に会うことは難しいが、授業は受けたい。

- ① 保護者が特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 校長と関係職員で対応について検討する。
- ③ 保護者に配慮内容を伝える。

- ・着慣れた私服を着て、登校する。
- ・給食を別の生徒に会わない時間帯に自分で取りに行くようにする。
- ・タブレット端末を利用してオンライン授業を受ける。視聴した時間には、「オンライン授業受講確認表」に視聴内容や感想を記載し、提出するようにする。

<事例Ⅰ 7>

自閉スペクトラム症
中学生

授業中発言をしていきたいが、声を出すことが難しい。筆談で伝えたい。

- ① 本人が校長に申し出る。
- ② 校長が担当教員等と対応方法を検討し、本人に対応方法を伝える。
- ③ 担任が保護者に要望と対応方法を伝え、確認をする。
- ④ 本人と担任で相談し、各教科担任には、本人が申し出る。発言の意志を示す方法は各教科で相談する。クラスメイトへの説明は担任が行う。

- ・机上にホワイトボードを用意する。
- ・挙手や筆箱を立てるなどのサインで発言する意志を伝える。
- ・指名を受けたら、ホワイトボードに書いた発言内容をクラスメイトに見せる。

<事例Ⅰ 8>

情緒障害
中学生

人目が気になって教室に入れない。本人の興味のある数学の授業をオンラインで受けたい。

- ① 保護者、特別支援コーディネーター、通級担当で面談を行い、学習環境について相談する。
- ② 保護者が担任に配慮を申し出る。
- ③ 学校長に申し出を伝える。
- ④ 関係職員で検討し、保護者に対応内容を伝える。

該当生徒が在籍する数学の全授業をオンラインで配信する。

<事例 19>

ADHD
中学生

- ・ 文字を書くことが苦手であるため、授業後に板書の写真撮影をさせてほしい。
- ・ 提出物の期日がわからなくなり、出せなくなることがある。提出物について説明がほしい。

- ① 保護者が担任、学年主任に申し出る。
- ② 要望を管理職に伝え、対応できることを検討する。
- ③ 保護者と本人に対応内容、方法について伝える。

- ・ 授業の終わりに、必要に応じて板書の写真を撮る。そのことを本人だけでなく、学級全体に呼びかけるようにする。
- ・ 提出期日についても、黒板に書いたものを撮影するよう呼びかける。さらにクラウド上に保存し、いつでも、また、保護者も確認できるようにする。

<事例 20>

LD
小学生

- テスト（漢字のテストを除く）などで、漢字で書けていなくても正解にしてほしい。
- テスト等で時間がかかるので、時間制限を延ばしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 担任が管理職に報告をし、校内で検討する。
- ③ 検討の結果、「漢字で書けなくても正解にする」、「時間制限については現在困っている様子がないので、延長しない」とする方針を決める。
- ④ 保護者に配慮内容を伝え、合意を得る。
- ⑤ 卒業まで継続し、中学校へ申し送りをした。

- ・ 漢字テストを除くテストでは、漢字で書けていなくても、内容が正しければ正解とする。
- ・ 本人の様子をふまえ、テスト等の制限時間延長はしない。

<事例 2 1>

知的障害・情緒障害

中学生

人とかかわることが苦手で、大人数がいる教室だと授業が受けられないので、別室で授業を受けさせてほしい。

- ① 入学前に保護者が特別支援教育コーディネーターに要望を申し出る。
- ② 管理職に報告し、校内で対応を検討する。
- ③ 別室で個別に授業を受けられる体制を検討したが、人員が足りないため、別の形で授業を受けられる方策を検討する。
- ④ 保護者へ、校内での検討結果と方針を伝え、合意を得る。

- ・ 授業を行う教室の隣の部屋にパーテーションで間仕切りをし、そこで隣の教室で行っている授業をリモートで受ける。
- ・ 教員が定期的に様子を見に行き、声をかける。

◆合理的配慮の提供に関する情報◆こちらをご覧ください。

- ☐ 国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム構築支援データベース
<http://inclusive.nise.go.jp>